

Tokai

広報とうかい
村民の叡智が生きるまちづくり

August [No.810]

8・10

Bi-monthly Magazine
for The People of Tokai

2012年 [平成24年]

Contents [8月の主な話題]

●平成24年度村政懇談会…………… 2

地区自治会からの
事前質問・要望とその回答を紹介します

●新しい中丸小学校の建設に向けて…………… 4

●「東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第5期)」の
施策目標を紹介します…………… 6

●住宅の補修等の資金を金融機関で借り入れた方へ…………… 7

東海村被災住宅復興支援利子補給制度

●東海村選挙管理委員会委員を紹介します…………… 8

●東海村の自治の基本ルール…………… 9

「東海村自治基本条例」全文を紹介します

●いんふおめーしょん…………… 18

井戸の所有状況調査にご協力ください、
「東海村農業交流フォーラム」を開催ほか

●わが家の子育て奮戦記…………… 22

[照沼] 上坂貴洋さん・郁子さん・吉平くん



平成24年度 村政懇談会

～地区自治会からの事前質問・要望とその回答～

村民主体の村政を目指し、毎年実施している村政懇談会が今年も開催され(7月11日～13日、7月18日～20日)、村長をはじめとする村執行部と住民(参加総数562人)とで懇談を行いました。本号では各地区自治会から事前に受けた質問・要望とその回答をご紹介します。なお、紙面の都合上一部のみの紹介となります。詳細は自治推進課へお問い合わせください。

■問い合わせ 自治推進課自治推進担当(☎282-1711 内線1272)

村政懇談会の 主な内容

- ▼村長による村政の報告
- ①「東海村自治基本条例」の制定について(制定の経緯とその内容)
- ②水道料金の改定について
- ③4月4日に行った枝野経済産業大臣への意見・問題提起の内容について
- ▼行政からの説明
- ①「東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プラン」について(政策推進課)
- ②「原子力センター構想(仮称)」について(まちづくり国際化推進課)
- ▼地区自治会からの事前質問・要望とその回答
- ※本号で主な内容を紹介します。
- ▼自由質問
- ※主な内容は広報とうかい(9月10日号)で紹介します。

11日 真崎地区

●災害に備えた道路整備や対策
【質問】中央地区区画整理地内の避難道路の整備と土砂災害への防災対策を知りたい。

【回答①(区画整理課)】



避難道路の整備は施工計画を踏まえ、関係部署と協議の上、地域防災計画に基づき実施していく。防災対策は、避難道路の整備改良のほか、防災性・安全性を考慮した公園等、避難場所の確保や防災拠点(学校・コミュニティセンター等)の

耐震化等にも努めたい。

【回答②(消防防災課)】土砂災害警戒区域への対策は、「土砂災害ハザードマップ」を作成して全戸配布したほか、村公式ホームページで周知している。今後は、表示板等による危険箇所の周知や防災拠点施設への災害情報の伝達方法の確立等を進めたい。

真崎区住民 ▼土砂災害危険箇所のうち、長さ60mほどの埋め立てで、危険を防止できる箇所がある。
建設水道部長 ▼現在、土が確保できない状況。できるだけ早く公共事業で出た土を利用し、埋め立てたい。

12日 中丸地区

●ごみ集積所の新設等は相談を



【要望】転入等により、ごみ集積所の使用や新設を検討する場合は、自治会長や隣接する班長に相談するよう指導してほしい。既存のものを使ったほうがよいのか、新設したほうがよいのか自治会内でも検討したい。

【回答①(環境政策課)】清掃センターでは、ごみ集積所の設置場所についての相談があった場合、班長や自治会長に、直接相談するよ

う案内している。

【回答②(自治推進課)】村では、自治会への加入促進を図ることも含め、住民課窓口に入届が提出された際や、都市政策課に建築確認(調整区域に限る)の申請があったときは、「ごみ集積所の相談は自治会長へ」という旨の掲載されたチラシ(自治会連合会作成)を配布している。

(配布は平成22年12月から開始)。



13日 石神地区

●災害情報の受信手段の改善

【要望】いざというときに戸別受信機を活用できるように、電池の取り替えやポリウム調整等を行うよう啓発してほしい。

【回答(消防防災課)】村公式ホームページ上で、防災行政無線や戸別受信機についての案内をすともにも9月の防災月間には、防災意識を醸成するため、広報とかいに電池交換や清掃を促す内容を掲載するなどして啓発に努めたい。



●災害復旧箇所の再整備

【要望】外宿2区自治集会所から河川敷までの道路は、災害復旧工事後に、再びマンホールのふたと路面の段差が大きくなっている。通勤等で交通量が多い道路なので、早急に工事を実施してもらいたい。

【回答(下水道課)】ご指摘の箇所は6月下旬に工事を終了し、現在は集会所の下の工事を行っている。管路も被災しており7月中は迷惑をお掛けするが、ご理解をお願いしたい。※集会所の下の工事も終了しました。

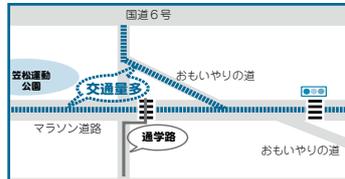


19日 舟石川・船場地区

●児童が安心して通行できる道路に

【要望】マラソン道路等の朝夕の交通量が増加している。特に国道6号から入ってくる車両が合流する箇所は混雑し、横断する児童が危険にさらされている。信号機がなく、保護者やボランティアが毎日立哨しているが、子どもたちが自分で、安心して渡れるよう、信号機を設置してほしい。

【回答(消防防災課)】現在、ひたちなか西警察署に要望し、



通学路の安全点検も含め、警察で調査を進めてもらっている。

船場区住民▼「みちづくり基本計画」の策定の中でも協議されたが、信号機が近いこと、昼間の交通量が少ないことで却下されている。現在の横断歩道をまとも、信号機を移設するという方法も提案するので協議に盛り込んでほしい。

経済環境部長▼信号機の移設は、通学人数等も含め、調査が必要。今後、警察と共に見解を出したい。

18日 村松地区

●幼保一元化施設の整備場所

【質問】村松保育所と幼稚園の幼保一元化施設の整備場所が決められた(村松コミュニティセンター西側)。村松保育所では、津波災害に備えるための避難訓練を実施しているとのことだが、整備場所として適していると考えているのか。

教育長▼避難訓練は、安全教育の一環であり、津波ばかりでなく、地震・火災や不審者対策を想定したのも行っている。大事なこと



は、災害に素早く対応できる防災教育を充実していくこと。新たな整備場所は、地区の中心にあり、地域と関わりながら、子どもの保育・教育を行うことができる最適な場所だと考えている。

村長▼村松地区は、長い歴史の中で形成された地域であり、それを誇りに多くの方が住んでいる。この地区は村の拠点の一つ。災害のリスクは、その形態・場所を問わず存在するものだが、危機管理方針を検討し、徹底を図ることで、対処できるものと考えている。

20日 白方地区

●環境破壊を防止するために

【質問】村指定緑化地帯に廃棄物業者が入っており、自然破壊が危惧される。対策として条例を見直すとのことだが、どのような改善が期待できるのか。

【回答(環境政策課)】土砂等の埋め立てによる、生活環境の悪化や災害を防止するための条例として施行された「土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例(残土条例)」の見直しを進めているが、主



な改善点は①埋め立て内容の事前チェックを強化②埋め立て可能な土砂の制限③搬入は県内の土砂のみ④「事業主」「土砂等を発生させる者」「運搬する者」「村指導監視」それぞれの役割責任を明記⑤罰則の引き上げ(県レベルに)——など。

現在、罰則強化に必要な検査庁との協議に向け、準備を進めている。

岡区住民▼再生砕石(リサイクル材)にも適用されるのか。

副村長▼「残土条例」には適用されないが、公害防止の観点から今後とも引き続き検討していきたい。

新しい中丸小学校の建設に向けて



●問い合わせ 学校教育課施設整備担当(☎282-1711 内線1417)

村では、新しい中丸小学校の建設に伴う設計業務を委託する設計者をプロポーザル方式により特定し、平成25年3月の設計完成を目指して事業をスタートさせました。今回はその概要をお知らせします。

プロポーザル方式とは…

プロポーザル方式とは、複数の設計事務所を対象に、設計能力や過去の設計実績・受賞歴などの事項と、「施設整備の課題に対する考え方」などを示した技術提案書から、その内容を客観的に審査して設計者を特定する方法です。

中丸小学校設計の4つの課題

村では、次の4つの課題を提示するとともに、設計業務の実施体制や実施方針に関する提案を募りました。

①「東海村立中丸小学校改築基本計画報告書」に示す「中丸小学校改築の基本理念」に即した小学校建設について

②インシヤルコストの低減はもとより、施設の高耐久化と長寿命化、将来の維持管理までをトータルして考えたライフサイクルコストの低減を図る具体的な方策について

③中丸小学校の建設において、建設期間中の教育環境の確保と学校活動への影響を考慮した施設整備の手順と手法(新校舎等の建設と既存校舎等の解体を効率的に行うための具体的な方策)

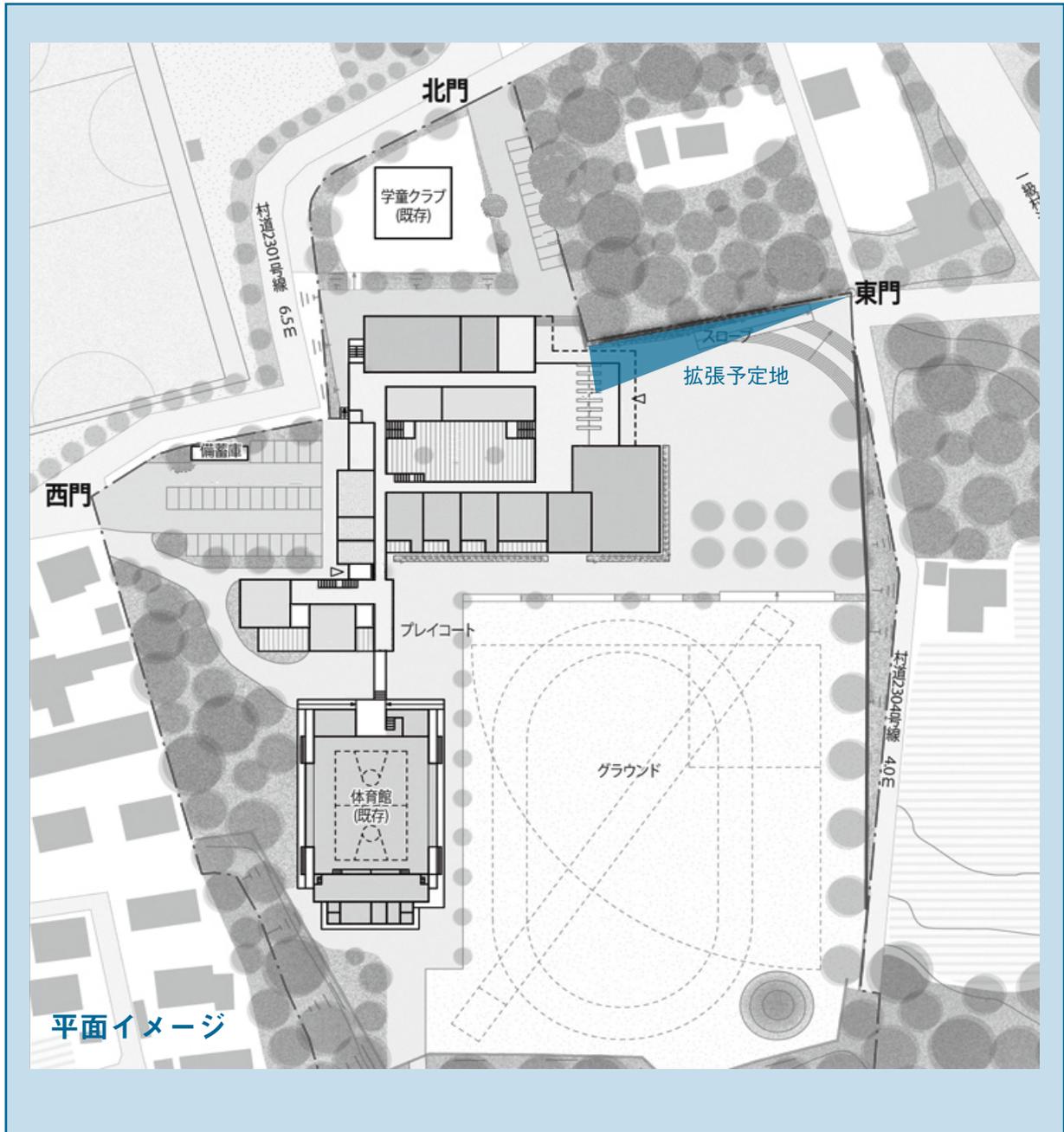
④その他、中丸小学校に対し、設計者として独自に考える提案

今回特定された設計者が示した技術提案書は、「中丸小学校建設設計者特定委員会」において高い評価を受け、それを実現し得る経験と能力、意欲を持ち合わせた最適な設計者として認められました。

今後の予定

今回紹介する新しい中丸小学校の「全体イメージ」と「平面イメージ」は、プロポーザル方式で設計者から提案された現段階での計画です。今後は、これを基に、内容について学校関係者や保護者、地域の皆さんなどと十分な協議を重ね、その意見等を踏まえながら、より具体的な設計作業を進めていきます。

村では、子どもたちにより良い教育環境を提供できるよう、一日も早い新しい中丸小学校の完成を目指していきます。ご理解とご協力をお願いします。



建て替えの経緯

昭和45年9月に、前身の須和間小学校が現在地へ移転し、翌年に校名を改称して誕生した中丸小学校は、校舎建設から40年以上が経過しました。施設の老朽化に対しては補修・修繕工事を重ねてきましたが、近年は建物の傷みも進み、教育環境の変化にも十分な対応ができなくなってきました。また、確かな耐震性能を備えた安全・安心な施設を子どもたちに提供するためにも、全面建て替えをもって今日的な課題に対処することとしたものです。

スケジュール				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
設計、用地の取得	→			
校舎の建設工事(I期)		→	→	→
校舎の建設工事(II期)			→	→
グラウンドの整備工事				→

新校舎開校 (between 25 and 26 years)
新校舎開校 (between 26 and 27 years)

～支えあいながら、自分らしく暮らせるまち～

「東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第5期)」の施策目標を紹介します

村では、高齢者福祉や介護についての施策を推進する計画として、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする「東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第5期)」を策定しました。

この計画は「支えあいながら、自分らしく暮らせるまち」を基本理念に、高齢者が住み慣れた地域で健康に活躍でき、介護が必要になっても安心して暮らせる環境づくりに向け、次の8項目を施策目標として推進するものです。なお、事業計画は、村ホームページ、介護福祉課(役場行政棟1階)、なごみ・総合支援センター、村立図書館、各コミュニティセンターでご覧になれます。

■問い合わせ 介護福祉課高齢支援担当(☎282-1711 内線1164)



8つの施策目標

1 健康寿命を延ばすため、介護予防事業の充実を図ります

介護予防教室の開催、生きがいつくり支援事業、生活機能が低下している方の早期発見など、効果的で包括的、総合的な介護予防システムの構築を進めます。

2 高齢者の生きがいつくりと社会参加を支援します

社会参加や知識・技能を生かした就労など、自立に向けた環境づくりを進めることで地域全体の活性化を図ります。



3 孤立しやすい高齢者の暮らしを助け、みんなで見守り、孤独死をなくす仕組みを整えます

支援が必要な高齢者の総合相談や、一人暮らし・高齢者のみの世帯等への生活支援、災害時要援護者の支援など地域の支え合い体制を進めます。

4 認知症への理解を広げ、認知症高齢者を包み込んで支える「住民の輪」をつくっていきます

認知症に対する住民の理解を深め、地域での支援体制を整備するため、認知症サポーターの養成や医療機関との連携を強化します。



5 高齢者の権利擁護に努め、安全・安心な生活を支援します

成年後見人制度利用を支援します。また、高齢者虐待を早期発見、早期対応できるよう関係機関との連携を強化するとともに虐待防止の普及啓発を行います。

6 高齢者を介護する家族の負担軽減を図り、在宅介護を支援します

家族介護者交流会の開催や介護用品を購入するための費用の一部を助成するなど、家族の精神的、経済的負担の軽減に取り組みます。

7 介護サービスの質を向上させるとともに、より利用しやすい介護保険事業の運営に努めます

必要ときに必要なサービスを受けられるように各介護サービスの基盤を整備するとともに、質の高いサービスを提供できるようサービス事業者に助言・指導します。

8 安心して終末期を迎えることができる仕組みづくりを進めます

訪問看護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を充実させ、各医療機関との連携強化を行います。



住宅の補修等の資金を金融機関で借り入れた方へ

東海村被災住宅復興支援利子補給制度

東日本大震災で被災した住宅の補修等(建設・購入、宅地の復旧を含む)の資金を金融機関等から借り入れた際の利子の一部を補給します。

■対象

①震災発生時に自身または親族が居住し、「り災証明書」の判定が大規模半壊半壊または一部損壊(別荘・店舗・倉庫・堀等および被災者生活再建支援制度による解体支援金を受給した方を除く)の住宅を自身または親族が所有している②村内で被災住宅の補修やそれに代わる住宅の購入、宅地の復旧を行う③震災発生日以降に「独立行政法人住宅金融支援機構」「銀行」「協同組織金融機関」と、住宅補修等に必要資金の金銭消費貸借契約を締結し、平成26年3月31日までに融資を受ける④村税を滞納していない⑤同様の利子補給を他から受けない——を満たす方

■利子補給金額と支払い

▼利子補給金額

$$\text{利子補給対象月の前月末融資残高} \times 2.0\% \times 1/12$$

※1:住宅復旧工事は640万円、宅地復旧工事は390万円、宅地復旧を伴う住宅復旧工事は1030万円を上限とします。※2:借入利率が2.0%を超えない場合はその利率とします。

▼支払い

年1回(毎年2月予定)※1月中に前年分の請求手続きが必要です。

■利子補給対象期間

償還開始の月から5年以内(無利子期間または利子支払いの猶予期間等がある場合は当該期間を含め5年以内)

■必要書類

▼申請時 ①利子補給金申請書(村様式) ②被災住宅の居住者の住民票謄本 ③申請者と、被災した住宅の所有者および居住者の親族関係が分かる書類 ④契約書(貸

付利率が明記されたもの)の写し ⑤変更等を含む全ての償還表(返済予定表)の写し ⑥工事請負契約書または売買契約書の写し ⑦り災証明書 ⑧納税証明書またはそれに代わる書類 ⑨印鑑 ※村内在住の方は個人情報同意書(村様式)の提出により②③⑦⑧の提出を省略できる場合があります。

▼利子補給金の請求時(毎年1月末)

①利子補給金請求書(村様式) ②金融機関等からの借入金の年末残高証明書の写し ③希望する振込口座の通帳(申請者名義のもの) ④印鑑

■申込期限

平成26年3月31日まで

■申し込み・問い合わせ

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)に都市政策課(☎282局1711 内線1248 役場行政棟2階)へお越しの上、申し込みください。



その⑧ ジェネリック医薬品

●薬代の負担を軽減するジェネリック医薬品

病院で処方してもらう医薬品には、最初に作られた薬(新薬・先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)の2種類があります。

薬の開発は、長い年月と膨大な経費がかかります。最初に作られた薬はある一定の特許期間が過ぎると、厚生労働省に承認申請した上で、同じ有効成分や効能を持ったものを他社でもジェネリック医薬品として販売できるようになります。

ジェネリック医薬品は、最初に作られた薬と比べて研究や開発にかかる費用が少ないの

で、基本的に価格が低く抑えられています。

このため、ジェネリック医薬品の普及は、薬代の負担の軽減とともに、医療保険財政の改善にもつながると考えられています。

医薬品は、病歴や体質を考えて出される医師の処方箋が必要です。なお、全ての医薬品に対してジェネリック医薬品が製造販売されているわけではありません。また、調剤料等を含めた価格を比べると大差のない場合もあります。ジェネリック医薬品を希望するときは、まずはかかりつけの医師・薬剤師によく相談してください。

●ジェネリック医薬品希望カードを配布しています

ジェネリック医薬品を希望することを簡単に伝えられるカードを保健年金課(役場行政棟1階)で配布していますのでご利用ください。



東海村選挙管理委員会委員を紹介します

任期満了に伴い、平成24年第2回東海村議会定例会で選挙管理委員会委員が選出されましたので紹介します。

東海村選挙管理委員会委員

伊藤 究 (船場)
大友 捷夫 (石神内宿)
菊池 等 (豊白)
本多 喜久男 (村松)



左から本多さん、菊池さん、大友さん、伊藤さん

選挙管理委員会委員の職務

選挙管理委員会委員は、選挙権を有する方で、政治および選挙に関し公正な識見を有する方の中から選ばれます。職務は、選挙期日の告示から投票票管理者、投票立会人の選任などで、投票票に関する全ての事務を統括し、管理しています。なお、任期は平成24年7月3日から平成28年7月2日までの4年間です。

問い合わせ

東海村選挙管理委員会(総務課内) ☎282局
17111 内線13133

ズエンス キッズクラブ



おもちャクリニツクとかい(会長金子記一さん)のメンバーによる指導の下、工作を通して、電気の通り方やデザイン、モーター走行の仕組みを学んでいます。互いに教え合うなど、楽しく活動に取り組んでいます。

▼中央公民館講座の様子を紹介します!

みてください。

(〒319-1115 船場768)へ申し込みください。

中央公民館講座ナビ VOL3 問い合わせ 中央公民館(☎282-3329)



受講生募集と講座の紹介

▼第4期中央公民館講座受講生募集

- 日程等 下表参照
- 対象 村内在住・在勤・在学の方
- 受講料 無料
- その他 ▼応募者多数の場合は抽選となります。▼①②は予約制保育サービ(無料)があります。

- 申し込み 講座申込書(村内公共施設に設置)を持参するか、はがきにて申し込み
- ▼希望講座番号(複数可)▼住所▼氏名(ふりがな)▼性別▼年齢▼電話番号▼①②のみ保育サービ希望の有無(希望者は子どもの名前(ふりがな)・性別・年齢)を記入の上、8月23日(木)(必着)までに中央公民館

講座名・講座内容	期 日	時 間	対象/定員
①女性のための骨盤ビューティー 心身の心地よいバランスを見つけながら、美しく芯の強い身体づくりを目指します。	9月13日・20日・27日、 10月4日(全て木曜日)	14:30 ～16:00	女 性 /20人
②思い通りに写真を撮る ～デジタル一眼カメラ入門～ すてきな写真を撮ろう! カメラの機能を知ること、撮影技術のレベルアップを目指します。※各回とも座学です。	9月5日・19日、10月 3日・17日・24日(全て 水曜日)	14:00 ～15:30	一 般 /30人
③ワンちゃんの気持ち 今飼っている人もこれから飼おうと思っている人も、愛犬とよい関係を築くための大切なヒントを学びます(9月15日…座学、9月29日…屋外実習)。※両日とも犬の同伴はできません。	9月15日・29日(全て 土曜日)	13:30 ～15:00	一 般 (親子可) /30人
④筆ペン講座 筆ペンで年賀状や芳名帳を書くための基本を学びます。 ※材料代が掛かります。	10月3日・17日、11月7 日、12月5日・12日(全て 水曜日)	10:00 ～12:00	一 般 /10人
⑤楽しいトラベル英会話 海外旅行先のいろいろな場面(空港・ホテル・観光・レストラン等)で使う英会話を学びます。米国ハワイ出身のアゲナ先生とネイティブ独特の会話で旅行気分が味わえます。	9月20日・27日、10月 4日・11日・18日(全て 木曜日)	10:30 ～12:00	一 般 /20人

～保存版～

東海村の自治の基本ルールを定める

東海村自治基本条例

“村民自ら考え、自らが決め、そして自らが責任を持って行動する”という地方自治の精神に基づき、誰もが協働し、参画できる、村民による自治を実現するための規範を定めた「東海村自治基本条例」が6月議会で可決、制定されました。今回はその全文を紹介します。

なお、この条例は、今後のまちづくりに役立てていこうとするものです。皆さんがいろいろな活動を行なう上で関わりの深いものとなりますので、本号の9ページから12ページまでを取り外してぜひご活用ください。

●問い合わせ 自治推進課自治推進担当(☎282-1711 内線1272)

東海村自治基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 村民の権利と役割(第6条—第8条)

第3章 地域自治(第9条—第11条)

第4章 村議会の責務(第12条—第15条)

第5章 村の執行機関の責務(第16条—第21条)

第6章 村政運営(第22条—第28条)

第7章 住民投票(第29条・第30条)

第8章 自治基本条例推進委員会(第31条)

第9章 条例の見直し(第32条)

附則

前文

私たちのまち東海村は、昭和30年(1955年)に村松村と石神村が合併して誕生しました。悠々とした久慈川の流れ、白い砂青い松林、その眼前には太平洋が果てしなく広がる自然に恵まれた美しいまちです。また、日本の原子力発祥の地として科学技術と伝統的文化が融合する活気あるまちでもあります。

私たちは、「分権型社会、少子高齢化、高度情報化時代」の到来により、社会構造が大きく転換しようとしている今、確固たるまちづくりを未来へ引き継がなければなりません。

そのためには、「村民自ら考え、自らが決め、そして自らが責任を持って行動する」地方自治の精神に則り、誰もが協働し参画できる村民による自治を実現しなければなりません。

私たちは、この地方自治の精神を基本理念として、誇りを持って安全・安心して暮らせるまちづくりを推進するため、ここに、新たな自治の規範を定める「東海村自治基本条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本村の自治の基本的な原則並びにまちづくりに関する村民、村議会及び村の執行機関の役割を明らかにするとともに、地域自治及び村政運営についての基本的な事項等を定めることにより、村民が主体のまちづくりを協働して推進することを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、本村自治の基本原則及びまちづくりに関する基本的な原則を定めた最高規範であり、村民及び村は、この条例を誠実に遵守するものとします。

2 村は、この条例の内容に即して、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たり、整合性を図るものとします。

(用語の定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 住民 村内に住んでいる人をいいます。
- (2) 事業者等 村内で働き、又は学ぶ人及び村内で事業を営む、又は活動する個人若しくは法人その他の団体をいいます。
- (3) 村民 住民及び事業者等をいいます。
- (4) 村民組織 村民により自主的に形成され、まちづくりのために、互いに協力し、多様な活動を行う組織をいいます。
- (5) 村 村議会及び村の執行機関で構成する地方公共団体をいいます。
- (6) 村の執行機関 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。
- (7) まちづくり まちを活気のある明るく住みよくするための事業や活動をいいます。
- (8) 自治 村民が村政に参画し、その意思と責任に基づき村政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。
- (9) 協働 まちづくりのために、村民と村とが情報を共有し、それぞれの役割を担いながら対等の立場で協力し、共に考え行動することをいいます。
- (10) 自治会 一定の地域的区画内における生活環境の課題解決又は共通利益の実現に向け、地域を代表しつつ、地域の管理にあたる村民組織をいいます。
- (11) 地域自治 前号に掲げる自治会の区域内において、自治会が自主的及び自立的に活動し、地域のまちづくりを推進することをいいます。

(まちづくりの基本的な考え方)

- 第4条** 村民及び村は、次に掲げるまちづくりを推進するものとします。
- (1) 安全・安心して暮らせるまちづくり
 - (2) 男女共同参画社会を実現するまちづくり
 - (3) 未来を担う子どもたちの健全育成を図るためのまちづくり
 - (4) 美しく住み良いまちを未来に継承するための環境に配慮したまちづくり

(自治の基本原則)

- 第5条** 村民及び村は、村民の幸せのため、次に掲げる基本原則に基づき、協働して自治を推進するものとします。
- (1) 村民主体の原則 まちづくりの主体は、村民であること。
 - (2) 情報共有の原則 村政に関する情報を共有すること。
 - (3) 参画と協働の原則 村民が積極的に村政に参画し、村民同士又は村と協働して、より責任のある役割を担うこと。
 - (4) 補完性の原則 自助・共助・公助の考え方に基づき、村民と村が、それぞれの役割分担のもとに協働すること。

第2章 村民の権利と役割

(村民の権利)

- 第6条** 村民は、平和で良好な環境の下で、自由及び幸福の追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、次に掲げる権利を有します。
- (1) まちづくりの主体として、まちづくりに参画すること。
 - (2) 村政に関する計画や政策の着想段階から参画すること。
 - (3) 村政についての情報を知る権利を有し、村に対し、村が保有する情報の公開を求めること。

第3章 地域自治

(村民組織の尊重)

- 第9条** 村民は、村民組織がまちづくりを推進する主要な担い手であることを認識し、村民組織を尊重し、守り育てるものとします。
- 2 村は、村民組織の自主性及び自立性を尊重し、必要な支援を行います。

(地域自治の推進)

- 第10条** 村は、地域の特性と自主性が生かされる権利を有します。

た、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを実現するため、自治の基本原則に基づき、地域の確立に向け、一層の推進に取り組みます。

(自治会活動の推進)

第11条 住民は、地域社会の一員として、自治会の役割について理解するとともに、積極的に自治会に加入し、可能な分野で持てる能力を発揮することができるものとします。

2 自治会は、住民への加入促進に向け、村と協働して必要な環境づくりに努めます。

3 村は、自治会の主体性及び自主性を尊重し、自治会活動に対して、必要な支援を行います。

第4章 村議会の責務

(村議会の責務)

第12条 村議会は、村民の代表機関として、村の意思決定機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、村民の意思が的確に反映されるよう努めます。

2 村議会は、村の執行機関の活動を監視し、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。

3 村議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るための調査研究活動に努めます。

(開かれた議会運営)

第13条 村議会は、村議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を積極的に公開し、並びに議会活動について村民に説明す

ることにより、村民との情報の共有に努めます。

(村議会議長の責務)

第14条 村議会議長は、村議会を代表し、公正中立に職務を遂行するとともに、円滑かつ効率的な議会運営に努めます。

(村議会議員の責務)

第15条 村議会議員は、村民の意向把握や情報収集に努め、村民全体の利益を優先して政策提言を行います。

2 村議会議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行し、村民の信託にこたえます。

3 村議会議員は、村議会の責務を自覚し、その誠実な遂行のため自己研鑽に努めます。

第5章 村の執行機関の責務

(村長の責務)

第16条 村長は、村の代表者として村民の信託にこたえ、公正かつ誠実に村政を運営します。

2 村長は、この条例の理念に基づき、村の計画及び政策の策定、実施、評価等を行います。

(村の執行機関の責務)

第17条 村の執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく事務を適正に管理し、執行します。

2 村の執行機関は、行政組織について効率的かつ機能的なものとするとともに、相互の連携を図り、最小の経費で最大の行政効果を上

げるよう運営します。

3 村の執行機関は、職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図ります。

(説明責任)

第18条 村の執行機関は、村政に関する施策について、その立案、実施及び評価の各段階において、村民に分かりやすく説明します。

2 村の執行機関は、村民からの村政に関する質問、意見、要望等に対し、速やかに、かつ、誠実にこたえます。

(行政評価)

第19条 村の執行機関は、効率的かつ効果的に村政運営を推進するため、常に村政運営の目標と成果を明らかにするとともに、その達成度を検証し、事業の効果的な選択及び質の向上並びに財源や人員の効率的活用を図ります。

2 村の執行機関は、施策や事務事業の評価結果を公表し、村民から理解が得られる村政運営を推進します。

(財政経営の基本)

第20条 村の執行機関は、中長期的な視点に立って、計画的な財政経営を図るとともに、効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全化の確保に努めます。

2 村の執行機関は、毎年度の予算及び決算その他財政に関する情報を、村民に分かりやすく公表します。

(村の執行機関の職員の責務)

第21条 村の執行機関の職員は、村民のために、公平、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 村の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。

第6章 村政運営

(協働して行う村政運営)

第22条 村は、村政に関する計画や政策の着想段階から村民の参画を促進し、村民と協働して村政運営を行います。

2 村は、村民との協働に当たっては、協働の考え方や相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係を構築します。

(危機管理)

第23条 村は、原子力事故による災害及び自然災害等に備え、地域防災計画等を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集と村民への提供及び防災訓練を行います。

2 村は、原子力事故による災害及び自然災害等に備え、村民及び関係機関との協力、連携及び相互支援を図ります。

3 村民は、原子力事故による災害及び自然災害等の発生時において、自らを守る努力をするとともに、相互に協力して自らの果たす役割を認識し、対応するものとします。

(村民意見の公募)

第24条 村は、重要な計画及び政策の策定又は変更について事前に案を公表し、村民の意見を求めます。

2 村は、村民から提出された意見を尊重し、必要に応じて案の改定を行い、その結果を公

表します。

(委員会等の委員の委嘱等)

第25条 村は、委員会等の委員として委嘱等を行うときは、原則として公募の委員を加え、男女比率、年齢構成、地域構成等に配慮し、村民の多様な意見を反映します。

(情報の公開)

第26条 村は、公正で開かれた村政の実現を図るため、村政についての情報を適切かつ速やかに公開します。

(個人情報の保護)

第27条 村は、村民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報適正に管理します。

(総合計画等)

第28条 村は、この条例の理念に基づき、総合計画を定め、計画的な村政運営を行います。

2 村は、総合計画その他村の施策の基本となる計画策定に当たっては、村民参画の機会を保障します。

第7章 住民投票

(住民投票)

第29条 村長は、村政の特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があるときは、村議会の議決を経て住民投票を実施することができるものとします。

2 村は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票を行うときは、その都度投票できる人、投票結果の取り扱いなどを規定した条

例を別に定めます。

(住民投票の発議・請求)

第30条 住民のうち選挙権がある人は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第74条の規定により、住民投票を規定した条例の制定を村長に請求することができます。

2 村議会議員は、法第112条の規定により、住民投票を規定した条例を発議することができます。

第8章 自治基本条例推進委員会

(自治基本条例推進委員会の設置)

第31条 村長は、この条例の実効性を確保するため、自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

2 推進委員会に関し必要な事項は、別に定め

第9章 条例の見直し

(条例の見直し)

第32条 村は、この条例が常に社会の変化に対応したものであるか検証し、必要に応じて、この条例を改正します。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行します。

日本原子力発電株式会社に 原子力安全協定の見直しを要求



7月17日、東海村と周辺5市(日立市・たちなか市・那珂市・常陸太田市・水戸市)からなる「原子力所在地域首长懇談会」(座長:東海村長)は、日本原子力発電株式会社に対し、東海第二発電所の原子力安全協定の見直しに関する要求申し入れを行いました。これは、東海第二発電所の再稼働の可否判断に係る協議、今現に原子炉建屋内の燃料貯蔵プールに保管されている使用済燃料の安全対策に係る協議など東海第二発電所の今後に関する重要事項に係る協議に関し、東海村のみならず所在地域の全市村が同等の権限を持つて参加することを求めたものです。

問い合わせ まちづくり国際化推進課
(☎282局1711 内線1342)



液状化の様子(説明資料の一部抜粋)
作成: 菊池芳文さん

●液状化現象の発生現場を見学しました

7月17日、「東海村の花「スカシユリ」と液状化現象の観察会」が実施されました。これは、村の自然を知ってもらい、郷土愛や自然保護意識の高揚を図るために実施されたもの。参加者は、自生する「スカシユリ」や東海村「ふるさと自然・文化」登録文化財を観察したほか、東日本大震災の際、液状化現象によって大きな被害があった阿漕ヶ浦周辺を見学しました。地震発生直後から村内の状況調査に携わってきた講師の菊池芳文さん(東海村自然調査団調査員)は、「被害は地震による液状化で土砂が国道245号側から低地の阿漕ヶ浦に滑り込んだことが原因。地割れはそのときにできた」と説明。参加者は「地割れや大きな段差は活断層ではないかと心配したが安心した。自然の力の大きさを感じた」と熱心に観察していました。

●多くの目で要援護者を見守る

7月9日、いばらきコープ生活協同組合、生活協同組合パルシステム茨城と「要援護者の見守り活動に関する協定」を締結しました。これは、配達や個別訪問などの日常業務の中で、新聞がたまっているなどの異変に気付いたら村に連絡するという協定。この締結により、多くの目での見守りが可能になるとともに、要援護者の状況をいち早く察することができます。村上村長は「大変心強いことです。申し出に感謝しています」と話し、何歳になっても暮らしやすい村を目指した取り組みに期待を寄せています。



左から佐藤洋一さん(いばらきコープ生活協同組合代表理事理事長)、村上村長、小泉智恵子さん(生活協同組合パルシステム茨城理事長)

知つとく情報発信ちやー
村民相談室

お肉のママ知識

「買い込んでしまったお肉は…」

肉は、空気に触れると酸化して鮮度も風味も落ちてしまいます。購入した肉はトレーから外し、ラップで密閉して保存容器やジッパー付きポリ袋などに入れ、空気を遮断し、乾燥を防いで保存します。冷蔵保存の温度は5℃以下とされていますが、0℃2℃での保存が理想的です。この環境を保ち、賞味期限内になるべく早く使いましょう。冷凍保存は1回で使い切る量に小分けしておくとう便利です。

家庭用の冷凍庫で風味を損なわない保存期間は、1か月が目安です。下味を付けたリ、加熱したりすると、冷蔵でも保存期間が2〜5日延びます。例えば、厚切りの豚ロースは赤みそ、酒、みりん、砂糖を混ぜた中に漬けると2日、みそを落としてラップに密閉すれば、さらに2日冷蔵保存できます。鶏肉も酒蒸し(塩少々と酒をかけ電子レンジで加熱)などの加熱処理をすることで、2〜3日は保存できます。牛すね肉などは、白ワイン、玉ネギ、ニンジン、セロリなどの香味野菜と水で2時間煮込み、肉と煮汁(こしてスープストックにする)を分けて保存します。このように、ひと手間加えて保存すれば、おいしさも、保存期間も長持ちします。

このような保存方法のほか、肉の種類やラベル表示の見方、おいしい肉の見分け方等を掲載した「お肉のQ&A」(全国食肉公正取引協議会発行)を東海村消費生活センター(役場行政棟2階・村民相談室内)で貸し出しています。興味のある方はご覧ください。

▼問い合わせ 東海村消費生活センター(村民相談室内) ☎287局0858)

エッセー頑張る

今どきの
青少年
 VOL. 135

写真左が今回のエッセイスト



私が高校生会に入った理由と、
 今の課題

県立東海高等学校1年

村松

安藤

友莉香

私が高校生会と初めて関わりを持ったのは、小学4年生のときに行った「子どもリーダー研修会」でした。自分の班のリーダーはもちろん他の班のリーダーたちも、とてもしっかりしていて、カッコいいな、頼れるなと思いました。

それから時間がたち、あらためて高校生会に入りたいと思ったのは、中学3年生になり、高校生会についての説明を受けたときです。以前から、高校生会は学童に行ったり、子ども会のお手伝いをしたりすると聞いていたので入りたいと思っていました

が、説明の中で「保育士を目指している人にはお勧めです」と言われ、保育士を目指している私は、「ああ、そうなんだ。やってみたいな」と思いを強くしました。振り返ってみて、入会してよかったと思っています。7月後半には大きな派遣があります。それは「自然体験学習の旅」です。私は、この自然体験学習でリーダーとしての役割を担います。リーダーを務めるに当たり、私には2つの目標があります。1つ目はリーダーとして小学生のお手本となるような行動をすること、2つ目は夏休みの良い思い出になるような自然体験学習にすることです。小学生はリーダーを見て行動します。私たちリーダーがしっかりとした態度で行動しないと、いけないと思っています。また、参加した小学生が、「行ってよかった。また来年も行きたい」と思ってくれるような自然体験学習にし、夏休みの思い出として心に残るものになってほしいと思います。

最後に、私の高校生会での目標は人任せにせず、自分でできることを探すことです。今の私は何かあっても人に任せきりで、自分から行動することができません。また、自分から何かできることを探して行動することもできません。なので、これからは、自分からできることを見つけて行動できるようにしたいです。

国民年金 年金を少し増やせる だより 「付加年金制度」

年金の受給金額を増やしたいとお考えの方には、「付加年金制度」があります。定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せして支給(年額)付加保険料を納めた月数×200円)される制度です。

例えば、付加保険料を5年間納めた場合、付加保険料の総額は2万4000円(60か月×月額400円)、65歳になってから支給される付加年金額は1年間で1万2000円(60か月×200円)となります。翌年以降も年間1万2000円が支給されますので、2年間で元金が戻る計算です。これは、付加保険料を10年納めた方、40年納めた方など付加保険料の納付期間に関係なく、どなたでも2年間で元金が戻ります。

付加保険料を納められる方は、自営業・学生など国民年金の第一号被保険者の方と国民年金の任意加入者の方(60歳以上65歳未満の方・外国に住所がある方)です。※年金保険料を免除されている方、国民年金基金に加入中の方を除きます。

なお、付加保険料の納付は、申し込みをした月分からとなります。納付期限を過ぎると納められなくなりますのでご注意ください。

■問い合わせ

ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165)、保健年金課国民年金担当(☎282局1711内線1133)

なごみチャンネル 50

なごみ・総合支援センターの活動を紹介する「なごみチャンネル」。今回は、「介護予防と口の健康」についてお伝えします。

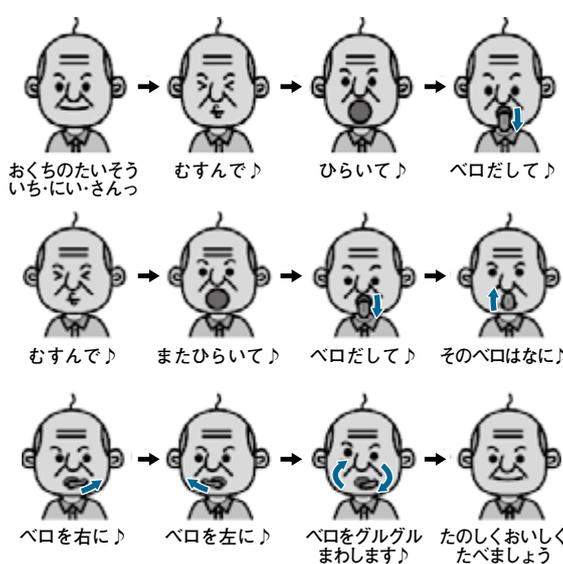
口腔ケアは、介護予防の入り口です

お口の手入れをすることは、健康には欠かせないもので、虫歯や歯周病、口臭の予防といった口の中の問題を解決するだけでなく、介護予防の入り口ともいわれています。自分の口でおいしく食べることは、日常生活での楽しみになったり、生きる意欲を持続することにもつながります。また、楽しくおいしく食べる準備運動の「健口体操」を行うことで、頬、舌、唇などの筋肉が鍛えられ、かむ力やのみ込む力を維持することができ、唾液も出やすくなり、舌が滑らかに動き、食べ物が喉をスムーズに通ります。

健口体操にチャレンジ!

下のイラスト(日本歯科予防センターホームページから抜粋)を参考に健口体操にチャレンジしてみましょう。「むすんでひらいて」の音楽に合わせて体操をしていただきたいのですが、自分で歌いながら行うことは難しいです。一緒に体操する方がいる場合は歌ってもらい、交互に体操をしましょう。口を閉じたり開いたり、

舌をグルグル回したり、少し大きなくらいにやりましょう。すると、顔の表情も生き生きしてくるはずですよ。ぜひ習慣にしてみてください。



介護予防出前教室をご利用ください

介護予防の取り組みを幅広く知ってもらうため、地域に向いて介護予防出前教室を実施しています。今年度は「介護予防とお口の健康」の話をしています。サークルや団体等で出前教室を希望する場合はご連絡ください。少人数でも構いませんので、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

地域包括支援センター(なごみ)総合支援センター内 ☎287局2525 ファクシミリ282局3538

こんにちは！ MED 村立東海病院です



小児ぜんそくのより良い治療のために

夏真っ盛りの暑さにだいたい体も慣れてきたころでしょうか。しかし、あと一月もたつと日差しこそまだまだ強いものの、急に秋めいてきます。秋は一年で最もぜんそく発作が多くなっていく季節でもあります。今回は、小児科からぜんそく発作の治療についてお話しします。

ぜんそくの治療を見直してみませんか？

「小児ぜんそくは自然に治る」との誤解が、いまだに、一般の方ばかりではなく医師の間にもあります。しかし、小児ぜんそくに関する最近の多くの調査結果から、成人になるまでに治る確率は50～70パーセント程度にすぎず、残りの30～50パーセントは成人に持ち越すが、再発することが明らかになってきました。一見、発作が無くて治ったかに見えても、気管支では慢性炎症が続き、呼吸機能も低下したままの再発準備状態にあることも少なくないことが報告されています。



小児ぜんそくの1パーセント前後がぜんそく死するとこれまで報告されてきましたが、吸入ステロイド薬やガイドラインの普及などによって長期管理が改善され、わが国の小児ぜんそく死亡率は、最近、著しく低下してきました。一方、小児ぜんそくによって死亡した患者さんの死亡前1年間のぜんそく重症度は、軽症、中等症が半分以上を占めていると内外で報告されており、思いがけない突然のぜんそく死が少なくないことも明らかになっています。

小児のぜんそく死を防ぎ、長期予後を改善するためには、なるべく早期に診断し、環境を改善すると同時に、個々の患者さんの状態に合わせて過不足がないように治療を選択し、調整していくことが重要になってきます。小児は状態が変わりやすいので、1か月に1度は治療効果を確認し、調整します。

治療を行うに当たっては、医師が患者の毎日の状態を十分把握することが不可欠で、毎日の発作状態を記録したぜんそく日誌やピークフロー・メーターによる簡易肺機能検査記録などがとても大切になってきます。また、小学3・4年生以上になると、さらに詳しい肺機能検査ができるようになるので、年に数回は検査し、現在の治療で良いのか、変える必要があるのかを判断する目安の一つにします。

通常の治療の範囲内であれば、吸入ステロイド薬がアレルギーによる慢性気道炎症に最も有効で安全性も高いと、世界的に評価されています。一方、途中で勝手に中断すると、ぜんそくが悪化してぜんそく死の危険性が一過性に高まることもあるので、減量や中止するときは医師と十分相談することが必要です。

ここだけでは、アレルギーに関する情報を十分に伝えることができません。そこで、最新のアレルギー情報が掲載され、無料で閲覧できる朝日新聞のホームページ、ライフ - 医療・健康欄から、アピタル夜間学校シリーズの「アレルギー夜間学校」(<http://inf.m2cc.jp/apitalschool/allergy/>)を紹介합니다。インターネットを通し、月1回の生中継のほか、その録画の再生をすることができます。こちらも併せて参照することをお勧めします。

村立東海病院小児科医 まつい たけひこ 松井 猛彦

問い合わせ●村立東海病院(☎282-2188)、保健年金課地域医療担当(☎287-0899)

STATION GALLERY

■場 所 JR東海駅(駅舎1・2階)
 ■問い合わせ 東海駅コミュニティ施設管理室
 (☎287-3680)

【ギャラリーA(2階)】

ホワイトアース合同写真展

▼期 間 8月19日(日)～25日(土)
 ▼時 間 午前10時～午後6時(最終日は午後3時閉館)
 ▼内 容 ホワイトアース写真教室の関係者と



その仲間による写真展です。四季折々の身近な自然の風景・花などを撮影した作品を展示します。

企画展 中村義孝展 ～進化するかたち～

▼期 間 8月26日(日)～9月8日(土)
 ▼時 間 午前10時～午後7時(最終日は午後1時閉館)

▼内 容 県内在住の彫刻家、中村義孝さん(筑波大学芸術学系教授)の個展です。ブロンズを素材にしたユニークな具象彫刻による空間構成をご覧ください。会期の初日、午後2時から作者による作品解説を行います。



全日本写真連盟 ひたちなか支部写真展

▼期 間 9月9日(日)～15日(土)
 ▼時 間 午前10時～午後6時(最終日は午後2時閉館)



▼内 容 ひたちなか市と近郊の写真愛好家によるグループ展です。季節ごとに、それぞれが被写体を求めて撮影してきた風景写真・スナップ写真などの力作をテーマを設けず展示します。撮影者の感性が凝縮された作品をお楽しみください。

文芸とうかい

【俳句】

梅雨晴れ間フル稼働する花ばさみ
 東 海 佐藤 とよ
 演歌疎くなる老鷲や止まり木に
 村松北 小野寺紀夫
 夕暮でどくだみの花白く浮く
 舟石川 舛井 愛子
 かなかなが今日の猛暑を連れて来る
 村 松 松本 正勝
 ホトトギス庭の木で鳴く月明かり
 豊 白 中島エミ子
 原発も戦争もいや仏桑花
 南 台 渋谷ひろし

【短歌】

集会所に鑑引く音や朝曇り
 豊 白 小林 久男
 唐黍とトマトと茄子の一輪車
 船 場 畑 耕太
 はじめての東海十二景めぐり歴史・文化の認識新た 照 沼 佐藤 昇
 早朝に「おはようさん」と声かけてまっ黄のカボチャの花合わせする
 外 宿 小林美代子
 麦畑もいつのまにやら宅地化し半夏生の朝学童ら往く
 内 宿 村上 文江
 青い鳥さし出す指に止まりしが一時なれど幸せ満ちたり
 白方中央 根本 怜子

水溜りくるくるくるる
 傘まわしたわむれながら園児が通る
 須和間 柴山 靖子
 野も畑もみどり色増す半夏生梅雨の晴れ間の光り眩しく
 船 場 舛井庫之助
 七夕に織姫星と牽牛の星が出合うよ天の川にて
 舟石川 小川志つ江
 平然と畑なか歩む雉子一羽あさ日を浴びてわが前通る
 村 松 桜井 秀子
 今日も又良き日送れて夜迎ふ平和に過ごすも健やかなる故
 村松北 黒沢 孝子



原爆写真パネル展 「原爆と人間」を開催

原爆による被爆の状況を知っていただくため、日本原水爆被害者団体協議会が制作した写真パネル30枚を展示します。



●期 日 8月22日(水)
 ●時 間 午前10時～午後5時
 ●場 所 中央公民館
 ●入 場 料 無料
 ●問 合 せ 東海村平和委員会
 事務局(☎282局0229)

いんぴお めーしょん

役場の

電話番号 ☎ 282-1711 (代表)

●人口と世帯数●

平成 24 年 7 月 1 日現在 (前月比)	
世帯数	14,555 世帯 (+2)
総人口	37,791 人 (+1)

●8月の納付●

納期限	8月31日(金)
納付種別	村県民税(第2期分) 国民健康保険税(第2期分) 後期高齢者医療保険料(第2期分) 介護保険料(第3期分)

●8月の休日診療●

診療時間 午前9時30分から午後2時まで
※正午～午後1時を除きます。

期日	医療機関名	電話番号
12日(日)	茨城東病院	282-1151
19日(日)	村立東海病院	282-2188
26日(日)	尾形クリニック	282-4781

救急医療機関をお探しのときは ▼毎日…24時間対応

茨城県救急医療情報コントロールセンター
(☎241-4199)

茨城子ども救急電話相談 ▼午前9時～午後5時…日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)▼午後6時30分～11時30分…毎日

プッシュ回線の固定電話、携帯電話から
(☎ #8000)

全ての電話から (☎ 254-9900)

●窓口業務時間延長●

実施日時 第1・3木曜日 午後7時まで

【実施課】主な取り扱い業務※

【住民課】住民登録、印鑑登録、パスポートの交付、各種証明書・許可書の発行等

【保健年金課】保険や年金に関する各種手続き、母子健康手帳の交付等

【社会福祉課】保育所の手続き、児童手当・児童扶養手当の申請等

【会計課】国税と県税を除く各種税金・使用料等の支払い

【税務課】各種証明書の発行、村税納税相談(要予約)

【水道課】上水道の手続き、上下水道料金の支払いなど

※詳しくは、村公式ホームページをご覧ください。

●防災行政無線の内容が無料で聞けるテレホンサービス●

全ての電話から (☎ 0120-42-4848)



井戸の所有状況調査にご協力ください

東日本大震災では、上水道管の破損により断水し、多くの方が不衛生な生活を強いられました。この教訓から自治会と村は、井戸の場所や所有者等を調査し、災害時でも水が確保できる体制を整備することとしました。皆さんのご理解とご協力をお願いします(既に調査が完了している地域を除く)。

期間▼9月10日(月)まで
調査方法▼各単位自治会の役員が自宅を訪問しての間取りまたは回覧により調査します。

☎ 消防防災課(内線1523)

浄化槽は適正な維持管理と定期検査が必要です

浄化槽は、微生物等の働きを利用して水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と定期検査(法定検査)が必要です。その実施は法律で義務付けられています。保守点検▼浄化槽内の機器(送風機やタイマーなど)が正常に作動しているかの点検と放流先が不衛生にならないよう消毒剤を補充する作業です(10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回)。※県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃▼年1回(全ばつ気方式は6か月に1回)以上、浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取る作業です。

※村の許可を受けた清掃業者に委

託してください。

法定検査▼保守点検・清掃が正しく行われ、きれいな水が放流されているか検査(有料)するものです(最初は、浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に1回、その後は年1回)。※県指定検査機関である社団法人茨城県水質保全協会(☎291局4004)へ申し込みください。

☎ 茨城県環境対策課(☎301局29066)、東海村下水道課(内線1223)

119番の通報状況により救急車と消防車が同時に出勤する場合があります

ひたちなか東海広域事務組合の各消防署では、救急隊だけでは対応が困難な事態に備えるため、消防車(Pumper)と救急車(Ambulance)が同時に出勤するPA連携を行っています。

「東海村みどりのワークショップ」を開催

村では、みどりの保全と活用について考える「東海村みどりのワークショップ」を開催します。

日時▼8月23日(木)午後2時から
場所▼原子力視察研修室(役場行政棟5階)

対象▼村内在住・在勤の方

PA連携を行う場合▼通報状況から傷病者が重症であると疑われる場合▼傷病者が2階以上において、搬送が困難と予想される場合▼交通事故等で二次災害発生のおそれがある場合▼その他の状況により救急隊の支援が必要と認められる場合

☎ ひたちなか東海広域事務組合東海消防署(☎282局2038)

内容▼前谷津地区の整備計画等についての意見交換

参加費▼無料

岡都市政策課都市整備・緑化推進担当(内線1243)※事前申し込みは不要です。

「東海村農業交流フォーラム」を開催

「環境にやさしい農業」のより一層の普及啓発を目的として、生産者と消費者の相互理解を深める「東海村農業交流フォーラム」を開催します。

期日▼8月26日(日)

時間▼午後1時30分～4時30分

場所▼東海ファーマーズマーケット

「じのなか」交流ひろば

定員▼先着120人

内容▼①基調講演「演題：今日のさまざまな汚染下での有機農業の持つ意味と生き方」講師：魚住道郎さん(NPO法人日本有機農業研究会副理事長) ②パネルディスカッション「テーマ：「広げよう！生産者と消費者が共に支える環境にやさしい農業」コーディネーター：涌井義郎さん(NPO法人あしたを拓く有機農業塾代表理事)」

参加費▼無料

岡・8月14日(火)から21日(火)までに、電話月曜日を除くまたはファクシミリ(住所氏名電話番号・農業交流フォーラム参加の旨を明記)で、農

業支援センター(☎287局7867 FAX287局7868)へ申し込みください。

観光ボランティアガイド一般講座「近世史にみる村松」を開催

日時▼9月10日(月)午後3時～5時

場所▼白方コミュニティセンター

定員▼先着50人

講師▼並木克央さん(茨城工業高等専門学校教授)

受講料▼無料

岡・東海村観光協会事務局(経済課内 内線1438)へ申し込みください。

共通金券プレゼントセールを実施しています

東海村商工会では、皆さんの日頃のご愛顧に感謝し、共通金券プレゼントセールを実施しています。村内の商業・飲食・サービス店で、500円お買い上げごとに1ポイントを加算、10ポイントたまると共通金券が当たる抽選に応募できます。

実施期間▼12月31日(月)まで

実施店舗▼プレゼントセールののぼり旗や、ポスターの掲示がある村内の店舗(全64店舗)

内容▼1等：共通金券5000円分(1本) 2等：共通金券2000円分(5本) 3等：共通金券1000円分(66本)※抽選は8月から平成

25年1月まで、毎月行います。なお、当選者の発表は「共通金券」の発送をもってかえさせていただきます。

その他▼実施店舗では、共通金券の販売も行っています。ご贈答品等に、ぜひご利用ください。

岡東海村商工会(☎282局3238)



不妊専門相談センターグループ「カウンセリング」のご案内

期日・対象▼10月28日(日)：不妊に悩む女性の方 11月25日(日)：不妊治療を初めて間もない女性の方

12月23日(日)：不妊治療をやめたまたは不妊治療をやめようか悩んでいる女性の方 平成25年1月27日(日)：不育症に悩む女性の方

時間▼午後2時20分～4時20分

場所▼茨城県三の丸庁舎(旧県庁)

定員▼各日10人程度

参加費▼無料

岡各開催日の2日前まで(土・日曜日、祝日を除く)の午前9時～午後3時に、不妊専門相談センター(茨城県産婦人科医会内 ☎241局1130)へ申し込みください。※詳しくは、不妊専門相談センターホームページ(<http://www.ibaog.jp/fun/index.html>)をご覧ください。

岡茨城県子ども家庭課(☎301局3257)

献血にご協力ください

期日▼8月20日(月)

時間▼午前10時から午後4時まで(午後0時15分～1時30分を除く)

場所▼イオン東海店

持参するもの▼▽自動車運転免許証等の身分を証するもの(初めて献血をする方と過去の献血で本人確認が済んでいない方のみ)▽献血手帳・献血カード(お持ちの方のみ)

岡保健センター(☎282局2797)



金婚祝賀会対象者の申告を受け付けています

社会福祉協議会では、年度内に結婚50周年を迎えるご夫婦(昭和37年4月1日～昭和38年3月31日に結婚)を祝う金婚祝賀会を開催します。現在、各地区の民生委員・児童委員が対象となるご夫婦のお宅を訪問していますが、まだ訪問を受けていない方は、お問い合わせください。

岡東海村社会福祉協議会(☎282局2804)

「点字ボランティア養成講座」を開催

基本的な点字・点訳について学ぶ講座です。受講後には、広報紙等の点訳を行うボランティア活動ができます。

期日▼9月13日から平成25年2月14日までの木曜日(月2回程度全10回)

時間▼午前10時30分～正午

場所▼総合福祉センター「絆」

対象等▼村内在住・在勤・在学で初めて点字を学ぶ方(先着20人)

参加費▼500円/人(テキスト代)

申・固8月31日(金)までに、ボランティア市民活動センター「えがお」(☎282局4538)へ申し込みください。

子育て

妊婦のための「ハローベビースクール」を開催

妊娠・出産・育児について学んだり、さまざまな不安や悩みを相談してみませんか。

日程等▼下表参照

場所▼保健センター

参加費▼無料

その他▼▼母子健康手帳・母子健康手帳副読本・筆記用具をご持参ください。▼予約制保育サービス(無料)があります(9月8日を除く)。



日時	内容
9月3日(月) 9:30～13:00 ※エプロン・三角巾をご持参ください。	交際した助産師と交流、実習
9月7日(金) 13:30～16:00	出産と産後の生活、母子の健康、マタニティシートベルトについてなど
9月8日(土) 9:20～12:00 ※エプロンをご持参ください。	赤ちゃんのお風呂の入れ方(実習)、パパの妊婦体験

申・固9月3日参加希望の方と保育サービス利用希望の方は、8月27日(月)までに、保健センター(☎282局2797)へ申し込みください。

教養・スポーツ

劇団とみかるの特別体験レッスンを開催します

村で活動するミュージカル団体「劇団とみかる」のレッスンなどを体験することができます。

期日▼8月25日(土)

時間▼午後0時45分～4時30分

場所▼村松コミュニティセンター

対象▼小学生以上の方

参加費▼無料

その他▼飲み物やタオル、室内用の運動靴を持参の上、動きやすい服装でご参加ください。

「人物画集中講座」を開催

村美術連盟に加盟する方が講師となり、3日間集中で人物を描く講座です。

期間▼9月6日(木)から8日(土)まで

時間▼午前10時～午後4時

場所▼東海駅コミュニティ施設

定員▼15人程度(最少催行人数10人)

受講料▼3600円/人

申・固8月15日(水)の午前9時以降に、東海駅コミュニティ施設管理室(☎287局3680)へ申し込みください。

「第6回動物フェスティバル in かみね」写生会を開催

期日▼10月14日(日)※雨天時は10月21日(日)に延期します。

時間▼午前9時～午後2時

場所▼かみね動物園

対象▼小学生と4歳以上の幼児

定員▼先着100人

内容▼当日スケッチブックとクレヨンを受け取り園内の動物を写生します。完成した絵は園内に展示するほか、優秀な作品には賞を贈ります。

その他▼写生会に参加する方は当日の入園料が無料となります。

「Jazz and pops live in リノッティ」を開催

村音楽連盟に加盟している団体「MFT」とその仲間が、ジャズやポップスなどの曲を演奏します。

期日▼8月26日(日)

時間▼午後0時15分～5時

場所▼リノッティ

入場料▼無料

固鈴木徹さん(MFT代表) ☎252局8523)

その他

「東海村原子力センター構想(仮称)(案)への意見等をお寄せください」

村では、東海村と原子力の将来像を検討するため、国や県、原子力などの関係者と村民で構成する「東海村原子力センター」にする懇談会と「東海村と原子力の未来を考える有識者会議」を設置し、議論を重ねてきました。このたび、「東海村原子力センター構想(仮称)(第1次案)」をまとめましたので、「東海村意見公

募手続実施要綱」に基づき、皆様のご意見等を募集しています。また、「(仮称)」となっている「構想の名称」の提案も同時に受け付けています。

公表場所▼①まちづくり国際化推進課(夜場行政棟3階)②各コミュニティセンター③中央公民館④村立図書館⑤村公式ホームページ
提出方法▼公表場所備え付けの様式に必要事項を記入の上、8月27日(月)(必着)までに、持参(土日曜日を除く)・郵送・ファクシミリ・電子メールいずれかの方法で、まちづくり国際化推進課(〒319-1192 東海3・7・1 FAX 287局 0317 2611)へ提出してください。

その他▼必要事項の記入がないものは受け付けできません。▼内容について個別に確認させていただく場合があります。▼提出された意見は、「東海村原子力センター構想(仮称)」の策定作業の参考にするともに公表(匿名)を予定しています。▼構想案については、皆さんの意見を踏まえ、修正作業を継続していきます。

まちづくり国際化推進課(内線1342)

募集

**東海村社会福祉協議会
臨時職員募集**

業務内容等▼高齢者センターでの事務補助業務等(1人)

雇用要件▼パソコン(ワード・エクセル)の基本的な操作ができる▼普通自動車運転免許を有する――を満たす方
雇用期間▼9月1日から平成25年3月31日まで
勤務日時▼原則、月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後5時15分※月1日程度土曜日の勤務があります。

賃金等▼賃金：時給1070円 諸手当：通勤手当 福利厚生：社会保険と雇用保険に加入
選考方法▼面接試験、作文(仕事をさるうえで、必要な心構えとは)(800字程度)
試験日▼8月23日(木)
☎・東海村社会福祉協議会(☎282局 2804)備え付けの申込書(願書・履歴書)に必要事項を記入し顔写真を貼り付け、雇用要件を証明するもの(自動車運転免許証)の写しと作文を持参の上、8月22日(水)まで(土日曜日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に申し込みください。

募集

自衛官等を募集します

【防衛大学校学生】
対象▼高等学校を卒業(見込みを含む)した21歳未満(平成25年4月1日現在)の方
試験日程▼1次試験 推薦：9月29日

(土)30日(日) 総合選抜(推薦と併願は不可)：9月29日(土) 一般(前期)：11月10日(土)・11日(日) 一般(後期)：平成25年3月22日(土) 2次試験 総合選抜：10月20日(土)・21日(日) 一般(前期)：12月11日(火)から15日(土)までの指定する1日 一般(後期)：平成25年3月15日(金)

合格発表▼推薦・総合選抜：11月8日(木) 一般(前期)：平成25年1月22日(火) 一般(後期)：平成25年3月22日(金)
【防衛医科大学校学生】
対象▼高等学校を卒業(見込みを含む)した21歳未満(平成25年4月1日現在)の方
試験日程▼1次試験：10月27日(土)・28日(日) 2次試験：12月5日(水)から7日(金)までの指定する1日
合格発表▼平成25年2月8日(金)
【陸上自衛隊看護学生】
対象▼高等学校を卒業(見込みを含む)した24歳未満(平成25年4月1日現在)の方
試験日程▼1次試験：10月20日(土) 2次試験：11月17日(土)・18日(日)の指定する1日
合格発表▼平成25年1月9日(水)

【受付期間】
9月3日(月)～10月1日(月)※防衛大学校学生の推薦または総合選抜を申し込む方は、9月5日(水)まで、一般(後期)を申し込む方は、平成25年1月23日(水)～2月1日(金)となります。

【申・問】

自衛隊茨城地方協力本部水戸募集案内所(☎226局92994 HP)http://www.mod.go.jp/pc/ibaraki/ 電:hd1-ibaraki@pc.mod.go.jp)または東海村総務課(内線13313)

「24時間テレビ・愛は地球を救う」チャリティイベント

茨城県美容業生活衛生同業組合・県北ブロック主催のチャリティイベント(500円以上/人)を開催します。ぜひご来場ください。
期日▼8月28日(火)
受付時間▼午前9時～午後1時
場所▼イオン東海店(西側入り口前) 岡安武明さん(☎090・8728・8021)

8月は経済産業省主催の電気使用安全月間です

雷が鳴ったらプラグは抜きましょう!

落雷による火災や電気製品の故障を防止しましょう

ぼくは安全エシちゃん

関東電気保安協会 <http://www.kdh.or.jp/>



ちびっこ美術館



サンクラー 子どもの森保育園 ● くらさわこはる 黒澤恋桜 ちゃん

“水族館”

遠足で行った水族館の絵を描いてくれた恋桜ちゃん(5歳)。大きな水槽にたくさんの魚が泳いでいたそうで、一番のお気に入りはいルカ——「ここに描いたよ!」とここにこしながら絵を見せてくれました。

ぼくの夢 Dream-137 わたしの夢



夢は…。 “システムエンジニア”

中丸小学校6年 ● 井上将貴

僕の将来の夢はシステムエンジニアになることです。夢を持つきっかけになったのは、3・4年生のころ、学童で、僕が作った遊びをみんなが楽しんでくれたことです。僕はその遊びをゲームにしようと思いました。そのうちにゲームを作るだけのプログラマーでは物足りないと思うようになりました。そのようなとき、子ども用のプログラミングサイトを知りました。4年生から始め、今ではプログラミングが得意になりました。僕は機械がとても大好きで、いつも仕組みを知りたいと思っていたので、機械を作るためのプログラミングをする仕事はないかお母さんに聞いてみたら、システムエンジニアという仕事があることを知りました。僕はもっと練習を積み重ねて、いつか本当のシステムエンジニアになり、しっかり仕事ができるようになります。

わが家の 子育て奮戦記

表紙の「ひと」
上坂郁子



東海村に住み6年がたとうとしています。気候もよく、豪雪地帯出身の私たちにはとても住みやすい土地です。また、わが家に吉平(一歳)が誕生してからは、村の福祉の充実ぶりにあらためて気付きました。児童センターや保育サポートすくすく、長堀すこやかハウス：しかし、人見知りの私は、初めはそのような施設をなかなか利用できずにいました。吉平が6か月になるまでは、とにかく「お世話してあげなければ」と思い、肩に力が入っていました。主人は子煩悩で、家事なども手伝ってくれますが、震災後は福島での仕事が増え、疲労困憊。そんな主人に子守をお願いするなど考えられませんでした。

「私がしっかりしなければ」と思いながらも、ちよつとしたことで落ち込むようになっていたとき、同じ団地のお母さんたちに長堀すこやかハウスを勧められました。最初は「もっと疲れるんじゃないか」と渋々行きましたが、入り口をのぞくと何人かのお母さんと子どもたちがボールを投げ合ったり、おもちゃで遊んでいるりと自由に楽しむ様子が目に見え込んできました。私はその光景に圧倒されながらも、自然に「あの中で遊びたい」と思いました。それが私にとって大きな第一歩となりました。それ以来、児童センターや保育サポートすくすくに登録し、その時々に出会うお母さんや子どもたちから子育てのヒントをもらいつつ、体を動かし、心地よい疲れを楽しんでいます。吉平は、団地の皆さんや近所の子どもたちにも遊んでもらい、表情豊かに育ってくれています。最近是自己主張が強くイライラすることもありますが、吉平が一番イライラしているんだらうなと感じられるようになってからは、お互い落ち着いたように思います。主人は忙しい中でも、吉平といられる時間はいっぱい遊んでくれます。お父さん、毎日頑張っているね!」

そして吉平、毎日楽しんでいるかな? 泣いたり笑ったり、いろんなことがあるだろうけど、家族や、これから出会うたくさんの人たちと助け合っていけたらいいね。

東海村の皆さん、これからもよろしく願います。